

◎議 事 日 程（第1号）

平成21年5月18日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 市長招集あいさつ
日程第4 承認第1号 専決処分の承認について（愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例）
日程第5 議案第43号 土地の取得について
日程第6 委員会付託の省略について
日程第7 承認第1号 専決処分の承認について（愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例）
日程第8 議案第43号 土地の取得について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（29名）

1番	大島一郎君	2番	前田英美子君
3番	鷺野聡明君	4番	三輪久之君
5番	日永貴章君	6番	吉川三津子君
7番	榎本雅夫君	8番	岩間泰彦君
9番	田中秀彦君	10番	村上守国君
11番	真野和久君	12番	鬼頭勝治君
13番	八木一君	14番	近藤健一君
15番	小沢照子君	16番	後藤和巳君
17番	堀田清君	19番	古江寛昭君
20番	大島功君	21番	大宮吉満君
22番	永井千年君	23番	黒田国昭君
24番	中村文子君	25番	加藤敏彦君
26番	加賀博君	27番	宮本和子君
28番	佐藤勇君	29番	太田芳郎君
30番	柴田義継君		

◎欠 席 議 員（1名）

18番 加藤和之君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	総 務 部 長	水 谷 洋 治 君
企 画 部 長	石 原 光 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
市 民 生 活 部 長	加 藤 久 夫 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	服 部 秀 三	議 事 課 長	伊 藤 浩 幹
書 記	田 尾 武 広		

午前10時00分 開会

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。

18番・加藤和之議員は欠席届が出ております。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第3回愛西市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、12番・鬼頭勝治議員、13番・八木一議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、5月8日に議会運営委員会が開催され、日程等を御協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告させていただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る5月8日に委員の方々と正・副議長にも御出席をいただきまして、臨時会の日程について御協議をいただきました結果、会期は本日1日限りと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・市長招集あいさつ

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・市長招集あいさつを議題といたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

本日、平成21年第3回愛西市議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも何かと御多用にもかかわらず御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

そして、きのう開催をされました第14回木曾三川交流レガッタ、議員の皆様方2クルー参加をしていただき、本当に微差で優勝を逃されたという、まさに御健闘をいただきましてありがとうございました。愛西市内職員初め一般の方、あるいは学生さんなど、28艇のクルーの皆さんが多く参加をしていただきまして盛り上げていただきました。ありがとうございました。そして、10月3日・4日に第18回の全国市町村交流レガッタ下諏訪大会ということで計画をされております。また、そちらにも議員の皆様方のクルーで参加していただけたら幸いかと思っております。よろしくお願いをいたします。

そして、本臨時会に提案をさせていただきました2議案のうち、専決処分の承認につきましては、去る4月26日に執行されました市長選挙におきまして、議会の皆さん、あるいは市民の皆さんの御支援をいただき、2期目を担わせていただくことになりました。選挙の公約で上げさせていただきました市長給与の10%カットの特例期間がこの5月14日で失効をいたしましたので、引き続き2期目の任期がスタートするに当たりまして、選挙の公約を継続させていただきたく、5月1日付で専決処分をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。地方自治法の規定により御報告を申し上げ、御承認をお願いするものであります。

次に土地の取得につきましては、斎苑建設特別委員会、あるいは検討委員会で御協議を賜っております総合斎苑建設事業の事業用地取得につきまして、このたび農振農用地除外及び都市計画決定の愛知県同意が得られました。各種の協議が調いましたので、懸案の地権者の方と契約を交わすに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

以上、今臨時会をお願いしております議案内容であります。いずれも慎重な御審議の上、原案の御決定を賜りますようお願いを申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・承認第1号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・承認第1号：専決処分の承認について（愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、承認第1号：専決処分の承認について（愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例）の提案及び内容の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、「愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例」を別紙のと

おり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。本日の提出、市長名で
ございます。

提案理由としまして、市長の給料の特例を継続して施行するに当たり、条例改正について議
会を招集するいとまがないと認め、専決処分したので報告し承認を求めるものでございます。

はねていただきまして、専決第1号：専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、愛西市特別職の職員で常
勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について、専
決処分する。平成21年5月1日専決、市長名であります。

再度はねていただきまして、愛西市条例第19号・愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及
び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例ということで、恐れ入りますが、
再度はねていただきまして、承認第1号の資料をお願いいたします。

附則で、市長の給料の10%カットの期限が平成21年5月14日となっておりますが、2期目の任
期期限の平成25年5月14日に改めさせていただくものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で内容の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、承認第1号について質疑を行います

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

まず、今回の提案によりまして8年、10%カットが続くわけでありましたが、いわゆる93万円
と定めた本則の方の給与条例、これについての改正の検討を行わないで、特例の条例を引き続
き8年間続けるという判断をしたことについて、なぜそのような判断をされたのかということ
が1点であります。

もう一つは、報酬審議会の議を経るかどうかということについてどのような判断をされたの
か、説明をいただきたいというふうに思います。

3点目に、10%カット、昨今、名古屋市長の800万などの例もありますが、なぜ10%なのか
ということについて改めて検討されたかどうか。検討されたのであれば、その理由を説明して
いただきたいというふうに思います。以上3点、お願いします。

○総務部長（水谷洋治君）

まず10%のカットということでございますけれど、今の八木市長におきましては、旧佐織町
長のときに5%をやってみえて、それで愛西市長になられたときに10%ということのみずから
公約に掲げられました。それで、今回、2期目の再選を受けられた段階で、引き続いてという
公約のもとに行われたわけでございます。そういうことで御理解をいただきたいと存じます。

それから、報酬審の関係でございますけれど、報酬審の関係につきましては、新市発足のと

きに市長並びに特別職等の報酬を報酬審で決めていただいたわけでございます。今後の予定といたしましては、このたびの社会情勢等もかんがみ、また人事院勧告等の関係もうたわれております。そういうような中を十分見きわめながら慎重に対応してまいりたいと、このように思います。

それから、1点目だけ、ちょっと再度質問をお願いしたいと思います。すみません。

○22番（永井千年君）

本則の給与条例の方の改正をされずに、特例条例でもって定めると、このやり方をとられたのはどういう理由かと。8年は、私は長過ぎると。同じ特例で8年もやっていると。普通、特例というと1年か2年というのが多いかと思いますが、その判断をどのようにされたのか。当然本則を直すということは、今言われた報酬審議会の問題も登場してきますし、そのあたりどのような判断をされたのかということです。

○総務部長（水谷洋治君）

今回この件につきましては、まず1期目につきましては、自分の任期中についてというようなことで、附則の特例ということでお願いをしたわけございまして、今回、2期目につきましても、これについては市長みずからこのような方針のもとに定められたことございまして、報酬審との兼ね合いにつきましては、先ほど述べさせていただきましたようなことで今後事務局としては対応してまいりたいと思いますけれども、このたび2期目もということになりますけれども、自分でみずから決意をされたということで理解をいたしております。よろしくお願ひします。

○22番（永井千年君）

今の答弁によりますと、いわゆる10%の根拠についての説明はされなかった。これは総務部長に聞くよりも、市長みずから10%継続という判断をされたということですから、聞いた方が正確かというふうに思いますし、それから三役の給与、副市長さんとの給与格差というのは6万5,000円。副市長が76万9,000円ですから、カットすると83万4,000円ですから、差額は6万5,000円しかないわけで、市長として特別職、三役、ほかの特別職についてのバランスも考えて検討するならば、当然報酬審議会にきちっとかけてやっていかなくちやいけない。そういうことに影響を及ぼさないで、自分だけ10%そのままカットすればいいわというふうに考えられている根拠を市長みずから、昨今いろいろカットについては、単に10%にとどまらない、先ほど言ったような例もありますので、説明をいただきたいというふうに思います。

○市長（八木忠男君）

永井議員の質問にお答えをいたします。

選挙の公約、約束で1期目もそのようにさせていただきました。1期目の折には永井議員の奥様との戦いもありまして、内容はそれぞれのお考えの中で、今回の河村名古屋市長の場合でもそれぞれ考え方があっての公約ということでありまして、10%の引き続きカットを公約として、約束をして当選させていただいたわけでありまして、そうした内容をもって継続的に本案をお願いしたということでございます。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

永井議員の質問と重複している部分もあるんですが、先ほど93万円を見直さずに10%カットしたということですが、市長としては、この93万円というのは市長の給与として適正な金額であるというふうにお考えなのか、1点お聞きしたいと思います。

それから、首長の給与額というのは、やはり市民の方に理解が得られないといけないというふうに思いますが、その一方、やはり市長の生活が成り立つような金額でなくてはならないということを考えております。

そこで、この10%減額によって、期末手当の影響とか、共済年金への影響とか、さまざまな影響が出てくると思いますけれども、年間どれぐらいの影響があるのか、それぞれ期末手当等、金額的にこれだけの影響があるという明細も示して、年間どれぐらいの影響があるのか教えていただきたいと思います。

○市長（八木忠男君）

93万円が適当かどうか御質問であります。これも近隣市町村、あるいは各市の状況などを踏まえてこの金額を設定していただいているということで判断しておりますし、数字的には多少違う、高い安いあるかと思っておりますけれども、適正な報酬と判断をしております。内容、共済などにつきましては担当の方から御説明させていただきます。

○総務部長（水谷洋治君）

影響額の関係でございますけれども、ちなみに平成21年度で申し上げます。これにつきましては、20年度と21年度ございますので、月数といたしましては10.5ヵ月で計算をさせていただいております。それから、あと係数等の関係は、今現在で把握ができておるような関係でお許しをいただきたいと存じます。総体といたしまして200万1,260円でございます。そのうちの給料でございますけれども、97万6,500円です。それから期末手当でございますが、この期末手当につきましては、現在、暫定の人事院勧告等の関係がなされておりますので、これは改正を見込んだ額で申し上げますけれども、減額の43万1,521円でございます。それから、共済組合の負担金でいきますとマイナスの25万7,208円、それから公務災害の負担金でございますけれども1,231円、あと退職手当組合の負担金でマイナスの33万4,800円、合わせますと200万1,260円というのが平成21年度の額でございます。

○6番（吉川三津子君）

申しわけありませんが、市長がお受け取りになられる年間所得については、本来これだけなのがこれだけになるというトータルも教えてください。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、減額前の関係でございますけれども、年間の給料、とりあえず給料だけでお許しい

ただきたいと思っておりますが、給料だけでいきますと976万5,000円が減額後は878万8,500円ということでございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

11番・真野和久議員。

○11番（真野和久君）

先ほど永井議員の中でもありましたが、報酬審議会の問題について再度お尋ねします。

報酬審議会の条例の中では、市長及び副市長の給与の額に関する条例を議会に提出しようとするときには、あらかじめ審議会の意見を聞くということが基本的に条例で決まっているわけですね。そういう点でいうと、本則の条例を改正するというだけではなくて、こういう形の臨時的な場合にも、本来こうした審議会の臨時的措置として認められるかどうかということについて、しっかりと意見を聞くというのが大事なことではないかと思うんですが、その点についてはどういうふうに考えていますか。

○総務部長（水谷洋治君）

この件につきましては、まず第1期目の関係でございますけれど、5月に市長選挙がなされて、先ほど答弁されましたように、選挙公約として約束がされた。それで当選されて、6月議会でこのような体制をとられたわけでございます。

それで、今回、この件につきましては、市長みずからお約束をされて実行に移されたということでございまして、当然報酬審議会というのは、議員も御存じのように、合併後一度も開いていないというのが今日までの現状でございます。そういう中で、先ほども申し上げましたように、今回の経済情勢・社会情勢の関係とか、また今後の人事院勧告等の勧告内容も十分見きわめながら、必要に応じては報酬審議会をお願いしていかなければならないことは確かかなあと、そういうことを認識いたしておるところでございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第43号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第43号：土地の取得についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、議案第43号：土地の取得について御説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び愛西市議会の議決に付すべき契



約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年愛西市条例第49号）第3条の規定に基づき下記のとおり土地を取得するものとする。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 所在地、愛西市西保町寄之内地内、2. 数量、1万9,921.38平方メートル。3. 取得の方法、随意契約。4. 取得価格、4億101万7,574円。5. 契約の相手方、愛西市西保町西浦25番地、佐藤望ほか14名。

提案理由といたしまして、愛西市総合斎苑の建設のため、用地購入の必要があるためであります。

はねていただきまして、議案第43号資料をお願いいたします。

総合斎苑建設用地明細につきましては、西保町寄之内2番地1ほか16筆、合計1万9,921.38平方メートルであります。1平方メートル当たり基準単価の1万9,900円、また北側の幹線道路沿いの4筆につきましては5%アップの2万895円をお願いするものでございます。

はねていただきまして、左側が位置図、右側が公図の写しでございます。

本土地につきましては、都市計画法、農振法の県知事同意を4月15日にいただき、また税務署協議につきましても、4月27日に同意をいただいております。地権者との契約に当たりましてお願いをするものでございます。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、議案第43号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

6番・吉川三津子議員。

#### ○6番（吉川三津子君）

それでは土地取得について、数点質問させていただきます。

今までは、総合斎苑計画においては計画策定等のソフト部分において税金が投入されてきましたが、今回の議案は財産を購入するというところで、初めてのそういった議案になっております。この議案の可決により売買契約の締結に進んでいくわけですが、契約を守らなかった場合、市も地権者も損害賠償という責任をしょうことになるわけです。議員としては、今後契約どおり土地取得ができる可能性について、そして市側に今までの手続に不当性がなかったかについて、そして今後のスケジュールに問題がないかについてを確認して、私は市民の皆さんに損害がこうむらないような判断をしていかなければならないと思っておりますので、正確な答弁をまず最初をお願いしたいというふうに思っております。

最初に、昨年12月議会で取り上げました1億4,000万円の抵当権についてお伺いをしたいと思っております。私はそのときに、公有財産としてこういった土地を取得するということがふさわしくないということ、それから売買契約により所有者が変わっていて同意書も無効になっていること、それから農地法3条で所有権が移転した後3年間は農地としてその方が耕作せねばならないこと、そういったことの指摘をしまいましたが、4点ほどお伺いしたいんですけれども、その後、地権者と市のだれがどのような交渉をしてきたのか、1点お伺い

したい。

それから、抵当権は現在どうなっているのかということをお伺いしたい。

そして3点目として、抵当権が現在ついているならば、いつ、どのように抵当権を外す予定でいらっしゃるのか、それをお伺いしたい。

それから4点目として、農地法3条の関係で、斎場の北西の角地は農地法があるので購入することはふさわしくないということで、特別委員会の中でも発言がされているわけですが、同様の解釈をすると、この1億4,000万の抵当権がついている土地については、購入しないという判断をするのが市の今までの判断であろうと思いますが、その点についてどのようなお考えなのかをお伺いしたいと思います。

それから、次に周辺道路についてお伺いしたいんですけれども、これは地方自治法の2条で、行政が法に触れて事務を処理した場合、これを無効とするということになっておりますので、今までの計画についてもちょっと確認をさせていただきたいというふうに思っております。

今回提案されております土地というのは、平成19年9月10日だったと思いますけれども、総合斎苑用地として買収することに協力するというので、地権者と同意書を交わしております。これに基づく今回の議案だと思いますけれども、しかし、既に同意書を交わした土地の一部というのは、周辺道路、通称額縁道路と皆さんはお呼びですけれども、その額縁道路として買収が終わっておりますので、この同意書の面積とこれから契約しようとする面積がイコールではない状況になっております。しかし、一方、今後の建設スケジュールを見ますと、この斎場の完成に合わせて道路舗装がされていくようになっております。平成19年に先行取得して道路建設に早々に着手した理由が、私は今までの議会の中で何度も質問させていただいているんですけれども、その理由というのが何度も変わっておりますので、その点をお伺いしたいと思います。補正予算で組まれたということは、緊急性があつてのことだというふうに理解しておりますので、次の数点について、この額縁道路についてお伺いしたんですが、現在の道路の利用状況、それから現状についてお伺いしたい。

それから2点目としては、道路の必要性や建設に至る客観的な根拠について、再度お伺いしたいと思っております。以上、それだけお願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

幾つか御質問がございますので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、土地地権者とその後の交渉はということでございますが、市民生活部の方と農振の除外の関係で異議申し立てがありましたので、その辺の経過報告はさせていただいておりますが、交渉といったことについての行為はございません。

それから抵当権の関係ですが、4,000万と1億円ということですが、議員がおっしゃるとおり、現在そのままになっております。

抵当権をいつ外すんだということでございますが、本議会で議会の御承認がいただければ、地権者の関係の御都合もございまして、農振の除外等の関係で異議申し立てが出たことから、かなりおくれ込んでおりますので、早い時期にそういった用地の交渉に入って、抵

当権のついている地権者の方には抵当権をお外しいただくようお願いしていきたくて思っております。

それから、農地法の第3条の関係で、斎苑予定地の西北角の地権者の方と、たまたま先ほどの抵当権者のついている土地の関係で、所有者が変わったという関係を比較しておみえでございしますが、斎苑予定地の西北の土地の所有者については、その斎苑予定地の北側の用地をある企業が進出ということで、分けてほしいということで、そちらの方へ分けられたんですが、自分としては引き続き農業を継続してやっていきたいということで農地を手に入れられたものでございますし、もう1件の議員が御質問の中の土地については、同一世帯内で農業の経営の仕方、いわゆる営農の仕方については何ら変わりがないということで、これは農業委員会ですという判断の結果、認められたというふうに聞いております。

それから、議長、周辺道路の関係については、本議会の議案の内容の質疑とは離れているように思うんですが、きょう手元に道路関係の細かい資料は持ってきておりませんので、簡略で御答弁をお許しいただきたいと思うんですが、これは議員も住民監査請求のときお尋ねになって、私ども事務方の方でその監査請求に対してお答えをさせていただいております。今、道路の状況でどうなんだというお話がございまして、その当時とった同意書が道路になり、斎苑用地になったということでございしますが、同意をいただいた折には、その筆については分筆がされてございません。当然地主さんは御一緒でございまして、例えば寄之内何番地だれそれということで、市の方へお分けをいただくという旨の同意をとったというものでございます。

また、完成が斎苑建設工事と合わせて完了というような話なんだがどうだという御質問でございしますが、これについても幾度か私どもお答えをさせていただいております。これから、これを御承認いただいて、用地取得できるという形になってまいりますれば、その斎苑用地の中へ造成のための土砂、これが大型車で何十杯、何百杯と入ってまいります。そうしますと、せっかく舗装をした道路も当然傷めてしましまして、再度オーバーレイといったような舗装工事をしなければならないということになります。そうした行為を行うということが税金の二重投資になるのではないかという考えを持つわけです。であれば、今のままの道路としておけば、大型車が入って、当然地盤も固まりますし、悪くした部分と一緒にあわせて道路の整備ができるという、経費の節約という意味合いからそういう経過を踏ませていただいておりますので、よろしく申し上げます。

道路の利用状況ということでございしますが、現場を見ていただいたとおりでございまして、一部まだ個人的な諸事情によりまして契約に至っていない部分がありますので、さく板といいますか、トラさくで囲ってございまして、西側の方については舗装がしてないだけの形でございまして、道路としてお使いいただくことは可能で、そういう状況になっております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

では、順次もう一度質問させていただきます。

最初に、地権者とだれがどのような交渉をしてきたかということで、その後、12月以降何ら

交渉はしていないという御答弁だったかと思えますけれども、そうなると、今までの議会の答弁とずれが出てくるんじゃないかなというふうに思います。以前、副市長の方から、購入ができるというお話を聞いていると議会の中で答弁されているかと思えますけれども、いろんな部署の方が御存じないまま、副市長の方でこういった用地の交渉はされているのか、だれが責任を持ってやっていらっしゃるのか、副市長がもしかして交渉事をされているならば、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、今の抵当権の問題なんですけれども、一切これについても副市長の方がお話になっていないのか、その辺もちょっとお伺いしたいんですけれども、今この抵当権というのが、一般に抵当権のついたものについては、抵当権を外すという文書なり何なりをいただいて、土地の70%を前払いして抵当権を外してもらうという手法をとられると思うんですけれども、今回この1億4,000万の抵当がついている事案につきましては、債務者が所有者ではありませんので、70%市が払ったとしても、今の所有者にそのお金が入るのであって、債務者に入るわけではないので、そのお金で抵当権を外すということには至らないというふうに考えております。ですから、この契約の前にきちんと抵当権を外して売買契約をしなければならないというふうに考えていますが、その点については市の方針としてどう考えていらっしゃるのか。ここが最大のハードルでありますし、この議案に出てくる前に、その確約というか、確認はきちんとして議会に出されなければ、私たちとしては判断のしようがないのではないかなというふうに考えております。ですから、この抵当権が外れるまでの経緯について、副市長が交渉されているのであれば、その点についてお伺いをしたいというふうに思っております。

それから、あと額縁道路の件ですが、先ほど部長の方から議案に関係がないというお話がありました。私は、先ほど申し上げたように、地方自治法2条の関係で、今までの事務行為が不正なり無効な行為があってはいけないということで確認しておりますので、私としては、これはこの議案に関係する事案だというふうに思っております。

今の現状からいたしまして、現在ほとんどあの道路というのは使われていない。私もよくあそこに行きます。私が利用していると言われれば、あそこの周りをよく見に行きますので、利用していると言われるかもしれませんが、ほとんどこの建設するときに言われた生活環境のためとか、そういったことに値しないのではないかと思います。その利用状況についてどのようにお調べになっているのか、お伺いをしたい。

再度この建設に至る客観的な根拠、地元からの要望があったとおっしゃいますけれども、どういった形で、だれから要望があったのかということを確認させていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

#### ○副市長（山田信行君）

それでは、まず私の関係からお答えをさせていただきます。

昨年12月議会で御心配の点を御質問いただきまして、それ以降私も、弁護士さんとか司法書士さん、そういう方にそういった心配の向きを相談して、御助言などをいただいております。そういうことで、12月以降の地権者の方との交渉というのは、実質的な交渉はもう既に済

んでおりまして、やっております。要は19年9月10日に地権者の方から同意をいただいている時点で具体的な交渉は終わっております。それ以降の交渉というようなことではございませんでして、いろいろ経過説明、そういったことは、先ほど部長が申し上げましたとおりのことは続けてきておりまして、そういった場に私も立ち会っております。そういったことで進めてきております。

そして、先ほどから御心配をされております1億4,000万円の根抵当権の関係でございますが、これも昨年11月16日に所有権移転がなされたときに、所有権者と根抵当権者とが同一人物になるという、行政用語で言えば権利の混同というようなことがなされておるようです。これは司法書士さんからいろいろと御指導をいただいておりますが、そういった関係で、この場合、1億円というのは、金額の大小に関係なく、特に心配なことはないと、そういうことの助言をいただいておりますので、4,000万円についての根抵当権の解除については、これから地権者の方ともきちんと相談をし、適正な手続でそれは抜いていきたいと、そのように考えております。

あとその根抵当権を外す関係のやり方につきましても、私どもの財産評価審査会におきまして、前払い金を払うときに、その前払い金の確約書というものをきちんととって、その手順を記録としてきちんと残すよう、そういったことをしながら適正に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員からの追質にお答えをさせていただきます。

私は、先ほど議員の質問に対してお答えをしたとおりで、本議会の議案については特別な関連はないと思いますが、御質問でございますので、わかる範囲でお答えをさせていただきます。

今現在つくられた道路が使われていないというような御発言もありましたが、確かにとめてあるところにつきましては中へ入れません。それは先ほどもお話ししましたように、1筆地権者の方の諸事情でまだ工事が未施工になっているところがございますので、その危険性からとめてございます。ただ、西側については、現実に道路として使うことができますし、開放してございますので、実際に1日平日は何台とか、日曜・祝日等について何台通ったという調査は行ったことがございませんので、利用状況をお答えすることはできませんのでお許しいただきたいと思っております。

それから、地元の要望があったということがどういうことなんだということでございますけれども、これにつきましては、斎苑予定地の北側、Aという会社が企業として入ってきたいと、そういった相談を都市計画課の方へ受けました。同じように名鉄の東側に2本の排水路がございます。その企業が入ってくるという斎場の予定地北側の一角についても、当然国道155号線の道路から先ほど申しました水路まで全部その一角を企業敷地に使うという関係から、その水路の管理等が、今度私有地になってしまうとできないと、どうしたものかということで、西保の区会か何かだと思いましたがけれども、そういった場で御相談をかけたんじゃないかというふうに記憶しております。やはりそのときも、もうこの斎苑用地の話が出る前の話でございます

が、6メートルほどの道路をつくって、2本の排水路の管理ができるような形に相手側にお話をさせていただきたいという話がありました。そういうお話があったという前提に、今度、斎苑という形で五つの候補地の中から、あそこへ同じように国道155号線の1本西側の道から名鉄敷地近くまで、本来正確に言いますと2本の水路のところまで西北角の一角を除いて斎苑予定地にするについて、どうしましょうかという話の中で、北側の企業が来た際もそういうような要望をさせていただいたとおりであって、それについてもぜひ道路についてお願いをしたい、こういったことが地元の役員さんの方からお話があって、当然斎苑等が来れば交通量も増すということから、先ほどもお話ししたように、北側については、物流倉庫といいますか、企業が来るということであれば、大型車が来るということで、斎苑予定地の北側の道路、いわゆる東西線に走る道路ですが、それも1車線セットバックして広げてほしいということからであります。斎苑予定地の東側では農地も残ってございますので、農地等の関係で支障が出て困ることから、南北に走る斎苑予定地の東側の道路、こういったところも地元の皆さんに御迷惑をかけないようにということで計画したものでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

9番・田中秀彦議員。

○9番（田中秀彦君）

2点ほど質問させていただきます。

1点目は、価格が同じ田んぼでありながら5%アップで交渉したということですが、具体的に言いますと、2の1、3の1、4の1、5の1は平米2万895円、そのほかは1万9,900円、畑については2万1,700円という価格でございます。1万9,900円と2万1,700円は、佐屋・佐織の公共用地の市が指定している買収価格であります。5%アップの根拠というのはどういう理由でと、先ほどは道路に面しておることのお話でありましたが、ちょっと私も理解がしにくいものですから、もう一遍御答弁をお願いしたいと。

それから、先ほど吉川議員から抵当権の問題につきまして御指摘がありまして、副市長から抵当権者と地権者とは同一人物であるとみなせると。もう一遍答弁を願いたいのは、司法書士の判断でございますか、それとも弁護士の判断でございますか、この2点、再度御答弁をお願いします。

○副市長（山田信行君）

それでは、まず最初の5%アップの根拠でございますけれども、私ども、19年2月24日から地権者の方々にいろいろとお願いをしてまいりました。そういった中で、単価の話題になりましたので、そういった関係を詰めるに当たりまして、19年5月2日に財産評価審議会を開催いたしました。その中で、今回この西保町の斎苑用地を進めていく上には、この単価の関係をきちんとするのが不可欠だろうと、こういったものを進めていかれないだろうということ、こ

の場合、北側の幹線道路に面している部分だけは5%アップの単価の上乗せをしよう、そういった議決を得まして、それ以降交渉をしてきた結果でございます。

そして二つ目に抵当権の関係でございますが、これは司法書士さんの御助言でございまして、要は11月26日に所有権を変えられたことによりまして、所有権者と根抵当権者が同一人物になってしまった。これは権利の混同ということでございますので、今回私どもが前払い金を払うに当たりましては、この権利の混同を抹消登記していただくための承諾書をいただいて進めていくということで、ですから、金額の大小には関係なく、これは市側は何ら心配する要素ではないと、そのように御教示をいただいております。

#### ○9番（田中秀彦君）

要するに価格の変動、いわゆる買収価格の変動につきましては、幹線道路に面しているということで、これはやむを得ないのかなと思っております。

それからもう1点、3月17日ですか、税務署と協議をして、そして免税が受けられる状況であるということ先ほど市民生活部長が答弁されましたが、免税の上限価格というのは幾らかということと、再度、抵当権の設定の問題ですが、権利の混同ということで、同一人物とみなせるということは、通常の抵当権のついていない売買の方法と一緒に70%を契約行為のときに払って、そして所有権移転のときに30%を払うという方法をとられるのか。要するに抵当権のある土地については同一歩調で合わせるのか、あるいは同時抹消と言いまして、我々もその業界におりますから、同時抹消ということで抵当権を抹消と同時に支払いするという方法もあるわけなんです、これについて同一歩調でいくのか、あるいは同時抹消でいくのかということについて、一度お伺いをしたいと思います。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

まず私の方から、税務署協議の関係でございますが、これは租税特別措置法によりまして、土地の取得は5,000万まで控除ができるということでございますので、よろしく申し上げます。

#### ○副市長（山田信行君）

抵当権の抹消の関係でございますけれども、これで本日議決が得られた暁には、早速私ども地権者の方にそういった売買契約の手續に入るお願いをしまっているわけなんです。ですから、こういった抵当権を抜く関係などについても、先方の地権者の方にお願いをする行為でございますので、そういう中で事前に抜いていただくようお願いをまずはいたします。それがもし無理だった場合には、抵当権の放棄承諾書だとか、そういったものをきちんといただいた上での前払い金の支払いという、そういった順序で臨んでいきたいと考えております。

#### ○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

22番・永井千年議員。

#### ○22番（永井千年君）

まず、この議案がどういう条例の根拠に基づいて出されたかについてきちっと確認をしてい

きたいと思うんですが、財産の取得または処分については、予定価格2,000万円以上、かつ1件5,000平方メートル以上と、この二つの条件がクリアした場合について議会の議決を要するというふうになっておりますが、個々の契約そのものは、地権者が15名ということでありますから、15名の方がそれぞれ契約をされるということになると思いますし、先ほど副市長が言われたように、契約日、その抵当権の解除の問題なんかも含めて、これをどのようにされるだとか、いろんな問題があると思いますが、愛西市の場合は、こういう不動産の取得については、一つの事業に供される予定の不動産についてはすべて1件とみなしてやられる解釈をされているのか、ケース・バイ・ケースでやってみえるのか、まずちょっと最初にそのことを確認させていただきたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

永井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この議案の根拠ということでございますが、これは愛西市の条例の議会に付すべき云々という条例がございますが、提案理由で市民生活部長が申し上げたとおりで、それに基づいて今回議案に上げさせていただいております。その根拠になるのが、地方自治法の施行令の中で、4表だったか5表だったか覚えがございません、ちょっとお許しをいただきたいんですが、その中に、県もしくは政令市、それから市町村は、どれだけの面積、もしくはどれだけの金額を超えたものについては議会に付すべきというような文言が書いてございます。それを受けての本市の条例でございますので、本市の条例に基づいて出しております。

それで、ケース・バイ・ケースで愛西市は上げているのかという御質問でございますが、決してそんなことはございません。これは行政実例等に当然掲げられてございまして、一角その土地を一つの目的のために使う場合、それを1件とみなすというような判例といいますか、実例が記載されてございます。それに基づいて、今回、斎苑用地という形でこの一角を購入手続きができましたら使わせていただくということで、地権者との契約前に議会にお諮りをしているものでございますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○22番（永井千年君）

今、一角を一つの目的というふうに言われましたが、他の自治体、あるいは愛知県などとの解釈が少し違うようではありますが、愛西市は17年4月1日以来、多分こういう大きな土地の購入はないと思いますが、今後も、今言われた一角地、または一つの目的の用に供される不動産の取得については1件とみなしてやっていくというふうな解釈を今までもしてきたし、これからもすると。例えその契約の時期などがばらばらであっても、それは構わないというのか、大きく何々用地として取得するというので、一つ一つの地権者から時期をずらして買われることも当然あるだろうというふうに思うんですが、そうした場合でも、今のような一角地を一つの目的の用に供されるというふうになれば議会の議決を要すると。

それからもう一つは、目的の変更ですね。先ほどもちらっと道路用地の問題について言われておりましたが、斎場用地に道路が含まれるかどうかという解釈の問題で議論していましたが、今の例でもあるように、購入してから使う目的が変わってくるということもあり得ると思うん



ですが、そうした場合でも同じ解釈、一たん議決をしたら構わないという解釈なのか、目的その他が変われば当然再議決を要するというふうにみなされるのかそのあたり、ともすると、行政の場合、軽微な変更だということで、そういうものをやらずにそのままやっていく傾向があると思いますが、その解釈はどのようにされているのか、改めてもう少し正確に説明していただけますか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

永井議員の、愛西市は今までなかったんじゃないかというお話でございますが、公民館の駐車場用地の案件で、ちょっと何月議会か覚えがございませんが、議会にお諮りをし、御承認いただいた後、地主さんに契約をいただいて、現在本庁舎と公民館の東側の駐車場が現在使われております。1件の取り扱いにつきましては、行政実例というか、判例の中でも幾つかのケースがございますので、こうしたまとまった一角を買う場合に、すべて愛西市として議会にかけるとかというお尋ねについては、それこそ議員のお言葉をかりればケース・バイ・ケースですので、一概には申し上げることはできません。ただ、私が行政実例、判例等を見させていただく限りでは、何々なら何々の目的にこの一角の土地を購入して予算の執行をさせていただきたいというものです。予算の執行については、皆さん御承知のとおり長の執行権の中であるわけですが、条例、法令の中で定められたものについては議会にかけるというふうになっておりますのでかけたわけですけれども、一つの違いを申し上げれば、例えば21年度については21年度の予算において1万平米なら1万平米で住宅用地をやるならやると、これは当然価格と面積ともに超えていますけれども、例えば22年度に余りにも評価がよかったために販売を2,000平米なら2,000平米ふやしたいという場合は、これはどうかという問題になりますけれども、一応市町村は予算を単年度でやっていますので、先ほどの話で一概には言い切れませんが、ケースとしては、そういう5,000平米を切っているものについては議会の承認が必要ないのではなかろうかというふうに理解をしております。

それから、あと契約の日にちの関係で、ばらばらなんだけれどもどうかという話なんです、当然これは議会の承認をいただいてから、きちっと地主さんの方へ契約書等をお示しして、調印をいただく形になろうと思いますので、地主さんの方の御都合もおありでしょうし、先ほど来から出ております抵当権等の関係が伴うものについては、そちらの方の手續の関係も出てきますので、私どもとしては、そろってすべての方が調印という形になればいいわけなんです、そういった事情がありますので、当然契約日については違ってまいります、こういう目的で使うという件については先ほどお答えをしたとおりでございます。よろしくお願ひします。

#### ○22番（永井千年君）

契約の日がばらばらでも構わないということは、お金の支払いもばらばらでも構わないと。実際は市長か副市長に答えていただいた方がいいと思いますが、今の抵当権の解除の問題も含めて、全部きちっとしてから契約の日付を合わせたり、あるいはお金の支払いを同じ日にするとか、そういうことはしないと。どんどん契約ができ上がったものから、ばらばらであってもどんどん契約はするし、お金も払っていくという考え方なんでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

市長、副市長という御指名でございますが、実務ですので私の方からお答えをさせていただきます。

当然先に契約をいただきますれば、土地代などについての、人にもよりますが、通常、前金払いの請求、それから登記が終了すれば精算金の請求書が出てまいりますので、当然支障がない限りそういった方にはお支払いをしていきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（加賀 博君）

25番・加藤敏彦議員。

○25番（加藤敏彦君）

今、経済建設部長の方から、一応見通しがあるということで提案しているという説明だと思っておりますが、今議論になっております、抵当に入っている土地の地番の確認をさせていただきたいのと、公図が非常に見にくいんですが、公図でいくとどこなのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

○市民生活部長（加藤久夫君）

先ほどから話題になっております土地につきましては、14番の1ということですので、上から二つ目の一番東側の角地でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（加賀 博君）

27番・宮本和子議員。

○27番（宮本和子君）

これで土地取得が議決されれば次の段階へ来るわけでございますが、先日の特別委員会でもそうでしたが、今後のこの斎場の問題については、答弁では区会と話し合うということを中心に進めて、説明もそこで行うということですが、以前から私、一般質問で何度もこの斎苑の問題を取り上げておりますけれども、やはり一番直近の西保団地の方々が大きな反対運動を進めてみえて、そこへも何度も何度も説明にこれからも行きたいというお話があったんですが、これは方向転換をされて、もう区会としか話はしないよ、西保団地とは一切話し合いはしない、そういう方向転換をされたということで解釈してよろしいでしょうか。

○副市長（山田信行君）

今後の地元との進め方でございますが、やはりこの前の特別委員会でも御説明いたしましたように、西保町という一つの自治会組織は、この区会を中心にうまくまとまってきておりますし、従来からその場でいろんな関係が協議やら審議をされて、市側の方へも協力のいろんな姿勢が示されてきておりますので、これからは区会、総代さんを中心に私どもから説明をしていきたいと思っております。そういった中で、特に区会の方から個別の要望などがございましたら、そういった要望にはまた沿っていきたい、そのように考えております。

○27番（宮本和子君）

今、区会の要望とおっしゃいました。私の質問は、西保団地への説明はどうするかという話をして、今までもそういう答弁はざうつとしてみえましたでしょう。西保団地とこれからもはっきり話し合って、要望があればきちっと話し合いの場も設け、説明もしていくという状況の中でこの方向を転換されたわけですね。そういうことはしないという方向に転換されたというふうに聞いているんですけど。

○副市長（山田信行君）

答弁がちょっと誤解を招いているようで申しわけございません。要はこれまでも西保団地とは話し合いの場を持ってきましたが、残念ながら白紙撤回だとかというようなことで、すれ違いに進んできてしまったわけです。これからについても、個別の問題については区会の指示に従うと言いましたが、そういった区会の場の中へ西保団地の代表の方も出席をされておりますので、こういった件については西保団地へきちんと説明に行ってくれだとか、そういったことがあれば当然行かせていただきますし、私どもから団地の方へ個別に説明しなければいかんような、これから建設に当たっているような問題があった場合には、当然地区との申し合わせ書の中にも地域と円満に協議を進めるという条項がございましたので、そういったことに基づいて西保団地とお話をしたり説明したりする場が必要なときには、当然こちらからも出てまいります。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

〔「議長、動議」の声あり〕

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

動議を提出させていただきます。

議案第43号について、閉会中の継続審議とするよう動議を提出いたします。

理由は次の点です。

1億4,000万の抵当権がついている土地があります。債権者の土地でないため、複雑な状況にある土地であるというふうに考えております。今まで副市長初め担当部局で地権者との話し合いが持たれているにもかかわらず、この14番の1の地権者との話し合いというものが大変欠落しており、ここが抵当権がきちんと外されるか否か、それから今までの抵当権のつき方、所有権移転の仕方が、一般的な手続、普通の不動産屋さんから見ればちょっとイレギュラーな形で所有権移転、抵当権設定がされている事情があります。そういった事情をしっかりと調査しないまま議会に提案してくるというのは、私は調査不足であろうというふうに考えております。さらに、今までの手続並びにきょうの答弁で、額縁道路が農振除外の手続の簡略化のためであるということを私は常々疑義を持っているわけですが、そういったものがぬぐい去られるような答弁をきょうはいただくことができませんでした。地方自治法により、不当な手続で

事務処理をした場合はその手続が無効になるとなっておりますので、さらに十分な説明ができるような準備をしてこういった議会に臨んでいただかなければならないというふうに考えております。

よって、議会に提出された議案については、十分審議の上結論を出すのが私たち議員の役目であり、それが議会への市民の信頼性につながるというふうにも思っておりますので、委員会にもきちんと付託をし、継続審議とするよう動議を提出させていただきます。

○議長（加賀 博君）

ただいま吉川議員から継続審議することの動議が提出されました。ただいまの動議について、これを議題にすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

この動議は、会議規則第15条により、1人以上の賛成者がございますので成立いたしました。ただいまの継続審議することの動議を議題として、採決をいたします。

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、この動議は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・委員会付託の省略について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました承認第1号、議案第43号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、承認第1号、議案第43号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・承認第1号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・承認第1号：専決処分の承認について（愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第1号を採決いたします。

承認第1号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第43号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第43号：土地の取得についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

27番・宮本和子議員。

○27番（宮本和子君）

議案第43号：土地の取得について、反対討論を行います。

斎場建設に当たって、私たち日本共産党議員団は、1. 建設場所の選定については、直近の団地住民の同意もない、納得も得ないまま進めていること。2. 火葬場だけでなく、市民の声でないセレモニーホールを建設し、炉、駐車場とも規模が過大であること。3. 建設費及び維持管理費が多額になり、今後の市財政を圧迫するおそれがあることを指摘し、建設予定地を白紙に戻し、公募市民委員会が参加した委員会を設置し、選定をやり直すこと。総合斎苑建設計画は、セレモニーホールの建設を中止し、適切な規模に見直すことを求めてきました。現予定地への建設について、今までも西保団地の皆さんは反対しています。市長は選挙後の総合斎苑建設検討委員会や特別委員会で西保団地との直接な話し合いを求めたのに対して、あくまでも西保地区区会を通じて地元と話し合っていくとしていますが、直接な話し合いを行い、見直しを行うことが必要だと考えます。今、私の質問に、副市長は、今後はその都度西保団地との話し合いも行っていく姿勢をお見せになりましたが、それはやはりきちっと一番直近の西保団地の方の同意、納得を得られる建設でなければならないと考えております。また、火葬炉の数や駐車場の規模、式場の見直しについて見直す必要があり、式場建設については多くの市民が反対や疑問を持っています。

以上のことから、このまま用地の買収に入ることは大きな問題であり、反対いたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございますか。

[挙手する者あり]

6 番・吉川三津子議員。

○6 番（吉川三津子君）

議案第43号：土地の取得について、反対討論いたします。

この総合斎苑問題については、今までもたくさんの指摘をしてまいりました。そのうち、本日は抵当権の問題と額縁道路について主に質問したわけですが、抵当権の問題の解決等、まださまざまな問題が残っております。そして、市が売買契約を結ぶ方法についても、この抵当権の解決についてどのような方法で解決するかも明らかにされませんでした。一般常識的に考えて、してはいけない契約に私は該当するのがこの14の1の土地であろうというふうに考えております。また、額縁道路にいたしましても、本日の答弁で、改めて私は、この斎苑用地と一体で取り扱うべきであったと考えております。経費の面におきましても、建設部長の方からは、道路を先につくった方が経費が安くつくというようなお話もありましたが、一体でやった場合の方が経済的に安価であったのではないかとこのように考えております。こういった正規の手続が踏まれていないというふうに私は考えておりますし、先ほど宮本議員からもお話がありましたように、地元の同意、本来西保町が地元ではなく、西保団地が地元だというふうに考えております。そういった面からも、今回の契約に結びつくこの土地の取得について反対いたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございますか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第43号を採決いたします。

議案第43号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、この議案第43号は可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

提案をさせていただいた内容につきまして、それぞれ慎重に審議いただき、御決定をいただきましてありがとうございました。

私ごとの給与のカットの継続、これも公約でありますし、皆さん方も議会の議員としていろ

んな市民の皆さんには選挙を通じ同じ立場であります。来年4月には予定がされております市議会議員選挙もあるわけでごさいます、それぞれ御理解をいただきましてありがとうございます。

そして土地取得に関しましても、今までいろんな場面場面で皆さん方に御説明、御回答をしてきているところであります。本当に地権者の皆さんにも御迷惑をかけてきていることは事実でありますし、おくれた分を少しでも早く御理解いただくべく御説明申し上げ、地権者の方との交渉に入ってまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これにて平成21年第3回愛西市議会臨時会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前11時22分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

加賀博

会議録署名議員  
第12番議員

鬼頭勝治

会議録署名議員  
第13番議員

八木一